

別表 2

「女性の活躍推進」に係る取組の配点基準

大 区 分	小 区 分		配 点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合 計			5	

注 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定している制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値も目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)